

連絡

ゼロセッチリース申込書の
改訂版がお店に届きます

三 5/16（水）からOGFより順次発送されます

※OGF

→大阪ガスファイナンス株式会社



改訂の理由

リース会社（OGF）がお客様の信用情報を個人信用情報機関へ照会することになりました。

※「2018.A」の書式を使用してリース申込をされた案件より照会を行います。
お手元の旧版がなくなり次第、今回の改訂版をご使用ください



Q. 住宅ローンに影響は出ないの？

A. 今まで同じく

住宅ローン審査への影響はありません

リース会社はリース開始後、個人信用情報機関（CIC）への照会をする前に、住宅ローンが実行されているかを確認するため、建物の登記簿謄本を取得し、登記済の確認と金融機関による抵当権設定の確認を行います。

つまり、確実に住宅ローンが実行された後での照会となりますので、住宅ローン審査への影響を及ぼしません。

また、リース会社は照会結果をもってゼロセッチリースの審査結果を覆すことはありません。

照会タイミング

住宅ローン 事前&本審査

審査受付

リース申込

審査

確認電話

契約書締結

物件設置

住宅ローン実行

リース開始

リース会社に
信用情報照会リース料
支払開始

リース申込書7枚目の「個人情報の取得・保有・利用・委託・提供に関する同意について」の文章を再度、ご確認宜しくお願い致します。 ※本ニュースに添付しています

2018.A 版 7枚目 抜粋

の部分再度ご確認ください

Ⅶ 個人情報の取得・保有・利用・委託・提供に関する同意について

第1条【個人情報の取得・保有・利用・委託・提供】

契約者（申込者を含む。以下同じ。）及び連帯保証人（連帯保証人予定者を含む。契約者と連帯保証人を総称して以下「私」といいます。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む大阪ガスファイナンス㈱（以下「会社」といいます。）との取引の与信判断、与信後の管理及び第2条の利用目的のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を会社が保護措置を講じた上で取得・利用することに同意します。会社が個人情報の全部又は一部を委託する場合は、会社の厳正な管理の下で行うものとします。また、法令に基づく場合、第2条及び第3条の場合を除き、私の事前の同意を得ることなく他に利用又は提供することはないものとします。

①私の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況（変更情報を含む。以下同じ。）、②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報、③物件の設置場所、④本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、⑤本契約に関する私の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況、⑥犯罪収益移転防止法に基づいて、又は会社が必要と認めた場合に、私の運転免許証等の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより、又は写しを取得することにより得た本人確認情報、⑦住宅地図、電証帳、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報

第2条【個人情報の利用及び提供の目的】

（1）私は、会社が以下の目的のために第1条①～③の個人情報を利用することに同意します。

①会社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②キャンペーン等営業上の諸施策、③上記の事業における市場調査、商品開発、④上記の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
※なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページでご案内しております。

（2）私は、前項の利用目的のため及び会社が本契約に関連するアフターサービス等を委託するため、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、会社と個人情報の提供に関する契約を締結した表記売主及び以下の会社に対し、電子データ又は印刷物等により第1条①～③の個人情報を提供することに同意します。

・申込書表記Step7に記載の系統代行店

・株式会社SIソーラー 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-1-8

第3条【信用情報機関への登録・利用】

（1）会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力・返済能力の調査のために、会社がそれを利用することに同意します。
（2）私の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、会社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、会社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

（3）会社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414 （HP）<https://www.cic.co.jp/>

※同社の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

（4）会社が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話番号 0570-055-955

（HP）<http://www.jicc.co.jp/>

※㈱日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号 03-3214-5020

（HP）<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターは主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

（5）上記（3）に記載されている会社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、契約の種類、契約日、契約額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等月々の支払状況に関する情報等

（6）個人信用情報機関への照会及び登録はシステムを通じて行います。個人信用情報機関とは個人情報の取扱いに関する契約を締結しています。

第4条【開示対象個人情報の開示等】

（1）私は、会社に対して、開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去（以下「開示等」といいます。）を請求することができます。また第3条で記載する個人信用情報機関及び第2条第2項で記載する会社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①会社の開示等を求める場合には、第7条記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の信用情報機関に連絡してください。

③会社の提携会社等に対して開示を求める場合には、第2条第2項記載の提携会社等に連絡してください。

（2）万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正又は削除に応じるものとします。

第5条【個人情報を与えることの任意性】

会社は、私が本契約の必要な記載事項（契約書表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

第6条【利用・提供中止の申出】

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で会社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用を中止する措置をとります。

第7条【問合せ窓口】

開示対象個人情報の開示等のご要望、その他のご意見の申出に関しましては、以下の会社窓口までお願いします。

〒541-0051 大阪市中央区備後町三丁目6番14号

電話番号 06-6264-3006 大阪ガスファイナンス株式会社

第8条【事業者及び個人情報保護管理者】

大阪ガスファイナンス株式会社 個人情報保護管理者 常務取締役

第9条【本契約が不成立の場合】

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。当該契約の成立又は不成立については売主に通知します。

第10条【条項の変更】

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上